

第 859 回 例 会

2年11月13日

本日のプログラム

- ・ウエルカム例会
 - 時間 12:30 ~ (通常例会)
 - 場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 4階「平安の間」

次回(11月20日)のプログラム

- ・ソング 「もみじ」
- ・卓話 森本 良嗣 会員
 - ゲストスピーカー 久徳健三 氏 「日本の武道の一つ弓道」
- ・場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 4階「平安の間」

先週(11月6日)の例会報告

■会長の時間

【御柱祭】

御柱祭は長野諏訪地方で開催される祭りです。正式な名称は「式年造営御柱大祭」といい、寅と申の年に行われる式年祭で、長野県の無形文化財に指定されています。

起源は平安時代以前、諏訪大社の五穀豊穡の祭神を祈願するお祭りとして、発展してきたと言われています。諏訪大社の神である諏訪明神については、様々な伝承が伝わっているが、古事記によると出雲の大国主神が高天原の天照大御神の使者達に国譲りを承諾したときに、ただ一柱だけ反対したと神であったと伝えられています。御柱祭は諏訪大社上社と下社、と小野神社に奉納する小宮祭があります。

祭りの概要は寅と申の年の4月2日に10トン~15トンのモミの木を切り出す事から、山出しが始まります。御柱は樹皮を剥がされ、勇壮で有名な木落しの高台まで曳行されます。御柱に氏子を乗せたまま30度~35度の斜面を落とします。この木落しは祭りの中でも、最も危険で、毎回負傷者が出ます。1980年には一人、1986年には見物人が一人、1992年には一人、2010年には二人、2016年には一人が亡くなっています。2022年にも開催されますが、負傷者も死者も間違いなく出ると予想されます。これだけの死亡事故があっても続ける祭りは、日本の中では、この御柱祭だけだと思います。氏子さんたちの心意気と団結力が、警察や行政の抑止をはねのけ、この祭りを継続させてきた原動力になっていると思われます。

木落しが終われば、川越しとなります。4月雪解け水の中、御柱に綱をかけ、曳きながら川幅40mの宮川を渡します。御柱に乗っている、氏子も綱を曳いている氏子も、4月雪解けの冷たい水に浸かっている作業となります。

続いての里曳きは御柱屋敷から本宮までの約4Kmの道程です。距離は短いですが、騎馬行列や花笠踊り、長持ち奴などが随行して、祭りに花を添えます。周年地区の町衆も沢山参加します。

祭りのフィナーレは建御柱です。御柱にワイヤを巻き付け、車地という道具を使って御柱を建てて行きます。その御柱には多数の氏子が乗って、にぎやかに盛り上げます。御柱がまっすぐ立った時点で神木となります。ただ、本来の式年祭といえる宝殿の造営と遷座は氏子とは別に、諏訪大社の神職が中心となって、執り行われます。

この壮大な男祭りを、一度は観に行ってみたいなと思っています。

【来客紹介】 0名

【出席報告】

2年11月6日(第858回例会)				
会員総数	出席免除会員	出席会員	欠席会員	出席率
38名	1名	30名	7名	81.08%

【幹事報告】

【全会員メールBOXへ】 1)ロータリーの友(11月号)

【メール送信】 1)ロータリーXmas参加者募集について

3)ガバナー月信11月号

【回覧資料】 1)血液センターニュース(2020秋)

2)大阪天満橋RAC見学のご案内

4)ロータリーの友11月号 推奨記事と関連記事のご紹介

ニコニコ箱(11月6日)

秋山 千尋 =体調不良の為、欠席が多く、申し訳ありません。

福島 三雄 =林さんの卓話、楽しみです。

花谷 尚嗣 =熊本出張時に57号線開通したので、阿蘇に行って来ました！ ススキが美しかった！

橋本 勉 =ロータリーXmasの助っ人に関東からRACの短大生(女性)をお呼びしました。当社が運営する動画配信サイト「ツナゴッド」のリポーターもして頂いているご縁です。宜しく願い致します。

樋上 久代 =先日風邪を引いて病院で薬をもらおうと行きましたが、微熱があったため薬をもらうのも大変！ コロナめ〜〜！！皆様、風邪を引かないように、ご自愛下さいませ。 林さま、卓話 たのしみにしています。

北條 陽子 =ちょっと嬉しいことがありました。先日卓話ゲストでお越しになられたベノック奥田社長にバター研修会を実施して頂きました。今の課題は、パット数を10減らすことです。来週は少し果たせるかな？ 林さん、卓話楽しみです。

久保田秀一 =林先生、卓話 楽しみにしています。

森本 良嗣 =何かと バタバタしています。

大屋 準一 =アメリカ大統領選挙でバイデン候補が優勢で進んでいます。日本にとっても重要な選挙で気になっています。林さんの卓話「憲法九条について」のお話を楽しみにしています。

佐田 幸夫 =欠席すみませんでした。

辻田 知史 =今週に入って急に寒くなりましたね。暑かったり寒かったり、変な気候が最近は多いです。皆さん、体には十分気をつけましょうね。まもなくロータリーXmas in USJ ですので、何卒 よろしくお願い申し上げます。林さん、卓話 楽しみにして居ります。（今日は、裏へは行きません）

和氣 勝海 =林さん、卓話 楽しみにしています。

【SAA報告】	ニコニコ箱	本日計 20000円	今年度合計 5475076円
---------	-------	------------	----------------

卓話(11月6日)

大阪弁護士会について ～憲法 9 条を中心に～ 林 裕之 会員

令和元年度、大阪弁護士会の副会長をさせていただきましたので、そのことを話します。

大阪弁護士会は、所属の弁護士は 4700 人を超え、職員は 100 名を超える比較的大規模な弁護士会です。大阪弁護士会には、会長1名、副会長7名があり、1年任期で、毎年選挙で選ばれます。

会長は、あて職で日弁連の副会長になります。1月に選挙が行われますが、大阪弁護士会の中には7つの任意団体(会派)があり、通常は各会派から副会長として1名が推薦されます。僕も一つの会派から推薦され、副会長に当選しました。

任期は4月1日からですが、1月午後5時に当選が確定しましたが、6時には弁護士会事務局からメールが入っていました。就任前からかなり仕事があります。

就任直後、各所への挨拶回りをします。関係構築や弁護士会活動のアピールをトップダウンでできますし、普段会えないような人に会える、普段行けないような場所(貴賓室、報道フロア等)に行けるので刺激的なのですが、数が多く大変でした。

日常業務ですが、毎日多数の書類を決裁し、毎日100通を超えるメールに目を通し、毎日なにかにつけて会務について議論します。

弁護士自治

基本的人権を擁護し社会正義を実現する役割を担う者には、その役割を全うするために、国家権力から独立した一定の自治権を与えるべきです。そして、弁護士は、過去の諸先輩方のたゆまぬ努力により国民からの信頼を勝ち得た結果、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命を与えられ、そのために必要な高度な自治権を付託されました。さらに弁護士には法律事務の独占が認められています。

基本的人権を擁護し社会正義を実現するという役割を担うのは、弁護士しかいない。そのために弁護士に自治権を与え、法律事務を独占させなければならない。そう思い続けてもらえるように、国民から信頼される弁護士、弁護士会でなければなりません。弁護士が有用である、社会インフラとして必要である、と国民から評価されることが大切です。

弁護士会は、基本的人権を擁護し社会正義を実現するために、そして、そのような存在として国民の信頼を得るために活動しています。

委員会

弁護士会には、約80の委員会があり、各委員会活動が弁護士会活動の源泉となっています。7人の副会長で担当を分けるのですが、僕は以下の委員会を担当しました。

主担当: 公害対策・環境保全委員会、弁護士業務改革委員会、大阪住宅紛争審査会運営委員会、財務委員会、遺言・相続センター運営委員会、消費者保護委員会、憲法問題特別委員会、貧困・生活再建問題対策本部、空き家等対策 PT、分野別登録センター運営委員会、相続財産管理人制度 PT

副担当: 弁護士政治連盟大阪支部、総会、常議員会／幹事長会、犯罪被害者支援委員会、情報問題対策委員会、公益通報者支援委員会、行政問題委員会、労働問題特別委員会、家事法制委員会、行政連携センター運営委員会、研修センター運営委員会
具体的な業務をいくつか挙げますと、

財務委員会担当でしたので、予算の総会決議が最初の大きな課題となります。スケジュールは、10連休のおかげでかなりタイトなものとなり、酒も飲まずに深夜まで数字イジリをしていました。

あと、思い出深いのは、憲法9条の意見書です。

憲法 9 条意見書については、2 年以上前から議論がされており、私が役員の時に憲法問題

特別委員会から意見書案が正式に提出されました。私は5月30日の副会長会に議案上程し、8回の会議を経て6月24日の正副会長会で最終案の承認がなされ、7月3日に常議員会で長時間の議論を経て可決承認されました。

7月4日、憲法9条意見書を発出しました。奇しくも参議院選挙の公示日です。

同日15時から初めての記者レクも行き、1時間くらい興奮気味にしゃべりました。また、一部の新聞では私の写真(大きめ)付きで扱っていただきました。

憲法9条

憲法9条については、以下のように様々な意見があります。弁護士間でもさまざまな意見があり、意見の統一は極めて困難でした。

- ・自衛隊は存続すべきか？存続すべきとして合憲か？
- ・護憲派、改憲派、護憲的改憲派
- ・自衛権の行使→非軍事中立、専守防衛・個別的自衛権、存立危機事態のみ集団的自衛権行使、フルスペックの集団的自衛権

憲法改正は、国民投票により国民の意思が直接反映されるものです。ですから、できるだけ多くの国民が憲法改正に関心を持ち、正しく理解したうえで、議論を尽くすことが重要です。そこで、国民がどのような点を検討すべきなのかを説明するという観点で意見書を作成しました。

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自由民主党により取りまとめられた憲法9条改正案(2018年(平成30年)3月)

第9条の2(※第9条全体を維持した上で、その次に追加)

1 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

→憲法9条の規定は「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置」をとることを妨げないとした上で、憲法に自衛隊の存在を書き加えるもの。

これに対し、大阪弁護士会の意見書は以下のとおりです。

1 恒久平和主義

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争の惨禍を経て得た「戦争は最大の人権侵害である」との反省に基づき、全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し(前文)、武力による威嚇又は武力の行使を禁止し(9条1項)、戦力不保持、交戦権否認(9条2項)という世界に例を見ない徹底した恒久平和主義を基本原理として採用している。自民党9条改正案は、このような恒久平和主義の根幹をなす憲法9条に関連して、「必要な自衛の措置」を認め「自衛隊」を明記するものであるから、これまでの恒久平和主義の下で認められる自衛権行使のあり方、とりわけ自衛権行使の限界(その可否を含む。以下、同じ。)について大きな変更を迫るものとなり得る。そこで、自民党9条改正案による憲法改正については、以下の点について、十分かつ慎重な議論が尽くされなければならない。

① 自民党9条改正案による憲法改正によって、日本国憲法の基本原理である恒久平和主義に何らかの影響があるのか、あるとすればどのような影響か。

② 自民党9条改正案によって認められる自衛権行使のあり方は、日本の平和を維持するために最も適切なものか。例えば個別的自衛権の行使にとどめるべきか、限定のない集団的自衛権の行使まで認めるべきか等、今後、日本の平和を維持するために自衛権行使のあり方としてどのようなものを目指すべきか。

2 立憲主義

近代立憲主義の基本は、個人の人権を守るために憲法により権力を縛る(統制する)というものである。日本国憲法の根本にある立憲主義も、この近代立憲主義の考え方を継承し発展させており、「個人の尊重」と「法の支配」原理を中核として、国会、内閣、裁判所を含むすべての国家権力を統制するものである。

(1) 内容面の統制

このような立憲主義を全うするためには、恒久平和主義(前項①、②)について熟議を経た結果、日本の平和を維持するために最も適切と考えられた自衛権行使のあり方、とりわけ自衛権行使の限界について、憲法上明確に定められなければならない。自衛権行使の限界が憲法上明確であれば、自衛隊の組織、規模、保持できる「実力」、行動等にも実効的な立憲的統制が及ぶものであるが、明確でなければ、憲法上の統制を受ける

ことなく自衛権行使の限界(ひいては自衛隊の組織、規模、保持できる「実力」、行動等)の判断が内閣又は国会に委ねられてしまい、日本国憲法の根本にある立憲主義に違背することになる。

ところが、自民党9条改正案は、「必要な自衛の措置」を妨げずと定めるのみであり、認められる自衛権行使が、専守防衛・個別的自衛権の行使にとどまるのか、存立危機事態には一定の限度で集団的自衛権の行使を認めるのか、あるいは限定のない集団的自衛権の行使まで容認するのか等、自衛権行使の限界が文言上明らかではない。よって、自民党9条改正案による憲法改正は、憲法上の統制を受けることなく「必要な自衛の措置」の判断が内閣又は国会に委ねられることになるので、日本国憲法の根本にある立憲主義に違背する疑いが強く、この点について十分かつ慎重な議論を尽くすべきである。

(2) 手続面の統制

また、自民党9条改正案は、「必要な自衛の措置」のための「実力組織」として「自衛隊」を憲法に明記し、自衛隊の「行動」について「国会の承認その他の統制」に服する旨を定める。この点、「自衛隊」を憲法に明記すること自体に他の行政機関との関係や強い正統性と権威に基づく権限拡大への危惧といった問題点が指摘されているうえ、立憲的統制をみるに、統制の具体的内容を法律に委ねていることに加えて、「その他の統制」という国会以外の機関による統制も容認していることから、自衛隊の「行動」に対する手続面からの立憲的統制に疑義が生じ、日本国憲法の根本にある立憲主義に違背するおそれがある。

(3) 以上のように、自民党9条改正案には日本国憲法の根本にある立憲主義の観点から、内容・手続両面において重大な問題又は課題があることから、自民党9条改正案に基づく憲法改正については、以下の点について、十分かつ慎重な議論を尽くさなければならない。

① 恒久平和主義(前項①、②)について議論を尽くした結果、日本の平和を維持するために最も適切と判断された自衛権行使のあり方について、自民党9条改正案は、国会、内閣、裁判所を含むすべての国家権力を立憲的に統制するに足りる程度に、明確に記載されているか(内容統制)。

② 自民党9条改正案のとおり自衛隊を憲法に明記した場合、自衛隊の行動に対する手続面からの立憲的統制の仕組みはどのようなべきか(手続統制)。

今後皆様が、我が国の国防について考える際の一助になれば幸いです。

以上

大阪ユニバーサルシティRC URL: <http://www.osaka-ucrc.org/> E-mail: ucrc@osaka-ucrc.org 創立: 2001年3月27日

事務局 〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-68 リーガロイヤルホテル401号室 TEL: 070-5020-6459

会長: 斎藤清貴 幹事: 三宅一郎 会報担当: 大橋高志 例会: 毎週 月曜日 12:30~13:30 リーガロイヤルホテル

4つのテスト / 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか